

【医療 DX 推進体制整備加算について】

当クリニックでは、以下の施設基準を満たしているため、DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋を発行する体制は現在調整中です。（電子処方箋要件なし）
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制は現在調整中です。（経過措置 令和 7 年 9 月 30 日まで）
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけやポスターを掲示しています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

【医療情報取得加算について】

当クリニックでは、以下の施設基準を満たしているため、医療情報取得加算を算定しております。

- ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- ② 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

○初診時（月に 1 回限り） 1 点

○再診時（3 月に 1 回限り算定）1 点

※ 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。